

障害福祉サービス事業所等に係る法人の代表者 様

盛岡市長 内 舘 茂

### 令和 9 年度盛岡市障がい者福祉施設整備事業補助金に係る協議について（照会）

盛岡市障がい者福祉施設整備助成事業につきましては、障がい者の福祉向上のため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し助成を行い、サービス提供基盤の整備を図ることを目的として、市及び国の補助金交付要綱に基づき実施しております。現時点では令和 9 年度以降の国庫補助採択要件等については未定ですが、補助事業の円滑な実施を図るため、現在の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき、令和 9 年度の実施事業に係る協議を受け付けるとともに、令和 10 年度から令和 12 年度までの事業計画を調査します。

つきましては、当該補助金を希望する法人は、次により書類を提出願います。

### 記

#### 1 補助事業の概要

##### (1) 補助の対象となる法人、施設及び事業

盛岡市内で予定している障害福祉関係施設の整備。別紙 1 「国庫補助対象施設及び整備区分一覧」を参照のこと。詳細は、国庫補助金交付要綱を参照。

##### (2) 補助率

補助対象経費と補助基準額を比較して低廉な方（補助基本額）に対して、国費 2 分の 1、市費 4 分の 1 です。

#### 2 協議書類・調査書類及びその提出期限

##### (1) 令和 9 年度に補助事業の実施を希望する法人

###### ア 提出書類

(ア) 令和 9 年度障がい福祉関係施設整備計画（様式 1）

(イ) 資金計画書（様式 1 別紙）

(ウ) 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）

(エ) 工事費用に係る見積書又は設計書

(オ) 平面図及び配置図

(カ) 整備後の事業収支見込

(キ) 借入金償還表（金融機関からの借入がある場合のみ）

イ 提出部数 1 部

ウ 提出期限 令和 8 年 6 月 19 日（金）

エ 提出方法 郵送又は持参（後日、データ提出をお願いする場合があります。）

オ 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号  
盛岡市役所障がい福祉課（本庁舎5階）

(2) 令和10年度から令和12年度までに補助事業の実施を希望する法人

ア 提出書類：令和10年度～令和12年度 障がい福祉関係施設整備計画調査票（様式2）

イ 提出期限：令和8年6月19日（金）

ウ 提出方法 電子メール（E-mail：[shogai@city.morioka.iwate.jp](mailto:shogai@city.morioka.iwate.jp)）

### 3 その他

(1) 交付要綱及び様式等は、次のホームページ内に掲載するので、確認願います。

盛岡市ホームページ

トップ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 事業者の方へお知らせ > お知らせ（事業者の方へ）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/shogai/jigyushoinfo/1003957/1017466.html>

(2) 現時点では、令和9年度以降の国庫補助採択要件等は未定のため、令和8年度の国庫補助採択要件を適用しております。今後国庫補助採択要件が変更となる場合もありますので、御承知おきください。

(3) 別紙2「令和9年度社会福祉施設等施設整備費補助事業に係る留意事項等」も御確認ください。

(4) 本補助制度の協議に係るご質問については、メールにて受付いたします。また、来庁しての語相談を希望される場合は、必ず事前に御連絡の上来庁されるようお願いいたします。

### 4 今後の日程（予定）

(1) 令和9年度に補助事業の実施を希望する法人

令和8年7月 事業ヒアリング

令和9年3月 市採択予定の通知（※国の状況次第で、採択できなくなる場合又は補助額が減額されることがあります。）

令和9年6月～8月 国庫補助内示

国庫補助内示後、市通知

(2) 令和10年度から令和12年度までに補助事業の実施を希望する法人

令和9年度以降、事業希望年度の前年度に協議受付予定。

### 【参考】最近の補助事業

令和元年度 多機能型事業（就労継続支援B型、就労移行）短期入所事業、特定相談・障害児相談事業（1件）

令和2年度 共同生活援助事業所の創設（日中サービス支援型1件、介護サービス包括型1件）

令和4年度 施設入所支援のスプリンクラー設備等整備（1件）

【担当】障がい福祉課事業所係 土橋（つちはし）

金子（かねこ）

電話：019-613-8296 FAX：019-625-2589

Eメール：[shogai@city.morioka.iwate.jp](mailto:shogai@city.morioka.iwate.jp)

## 国庫補助対象施設及び整備区分一覧

## 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

補助対象施設 (補助要綱第2・4)	設置者 (補助要綱第2・4)	整備区分 (補助要綱第2・3)
障害福祉サービス事業所 (療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等(以下「社会福祉法人等」という。))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> <li>・増築</li> <li>・改築</li> <li>・大規模修繕等 (防犯対策の強化に係る整備を含む。)</li> <li>・スプリンクラー設備等整備</li> </ul>
障害者支援施設	地方税法第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽民間社会福祉施設整備</li> <li>・応急仮設施設整備</li> <li>・避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く。)</li> </ul>
身体障害者社会参加支援施設	社会福祉法人	
障害福祉サービス事業所 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援)	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> <li>・増築</li> <li>・改築</li> <li>・大規模修繕等 (防犯対策の強化に係る整備を含む。)</li> <li>・応急仮設施設整備</li> <li>・避難スペース整備 (一部のサービスを除く。)</li> </ul>
地域移行支援型ホーム	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> </ul>

2 次世代育成支援対策施設整備交付金

補助対象施設 (補助要綱第2・4・6)	設置者 (補助要綱第3・6)	整備区分 (補助要綱第3・5)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センター</li> <li>・ 児童発達支援事業所</li> <li>・ 放課後等デイサービス事業所</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援事業所</li> <li>・ 保育所等訪問支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> </ul>	<p>児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創設</li> <li>・ 大規模修繕等</li> <li>・ 増築</li> <li>・ 増改築</li> <li>・ 改築</li> <li>・ 拡張</li> <li>・ スプリンクラー設備等整備</li> <li>・ 老朽民間社会福祉施設整備</li> <li>・ 防犯対策強化に係る整備</li> <li>・ 応急仮設施設整備</li> <li>・ 避難スペース整備 (一部サービス除く)</li> </ul>

## 令和 9 年度社会福祉施設等施設整備費補助事業に係る留意事項等

### 1 優先順位について

整備方針に基づき、法人から提出のあった協議書類について、必要性・緊急性や、国等の施策との整合性、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に協議対象事業を選定します。

なお、第 7 期盛岡市障がい福祉実施計画において事業参入や整備を促進することとしている事業所の種別は、次のとおりです。

- ア 重症心身障害児や医療的ケアを支援する事業所（施設の種別を問わない）
- イ 同行援護事業所、行動援護事業所
- ウ 生活介護事業所、短期入所事業所
- エ 共同生活援助事業所（特に重度の障がい者に対応できるもの）
- オ 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所

### 2 補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、設置者の自己負担となります。

- ・ 外構・緑化工事  
（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、駐車場看板、造園植栽、外灯等）
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、浴室のビニールカーテン等）
- ・ 施設に固着していない設備
- ・ 不動産登記関係手数料
- ・ 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防局等）  
※ただし、建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）  
※詳細は、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び関係通知を参照ください。

### 3 留意事項

#### (1) 事業計画（整備計画）について

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令で定める基準を満たすことが必要になります。
- ・ 原則として令和 9 年度内に事業が完了する整備計画であることが条件となります。
- ・ 特段の理由がある場合を除き、協議後の計画変更は認められません。
- ・ 内示前に、事業に着工した場合は、本補助事業の対象外となりますので御注意ください。
- ・ 就労移行支援や就労継続支援を行う場合は、サービスの提供内容、製品の販路、収支計画、利用者の工賃について十分に検討を行ってください。

## (2) 盛岡市障がい者基本計画等との整合性について

- ア 事業計画は、盛岡市障がい者基本計画等との整合性が図られていることが必要です。
- イ 整備を行う地域における障がい福祉サービスの需要（人口、障がい者数）の見込みや、障がい福祉サービスの提供体制（施設数、利用定員の設定等）について、十分に検討してください。
- ウ 国の優先的な整備対象や留意すべき事項については、直近の協議通知を参照してください。  
直近の協議通知⇒「令和8年度当初予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和8年4月20日厚生労働省社会・援護局長通知）
- エ 新規に障がい福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に障がい福祉課担当者等と調整を行ってください。

## (3) 補助基準単価等について

- ア 協議に当たり、令和8年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助基準単価を使用して補助金額を算出しますが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があります。
- イ 上記の補助基準単価は上限額であり、市の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。
- ウ 営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくこととなりますので、御注意ください。

## (4) 財産処分について

- ア 本補助事業により整備した施設等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等が適用されます。
- イ 補助事業で取得又は効用の増加した施設等（財産）については、その処分（補助目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し等）に制限がかかります。このため、財産処分を行う場合は、必ず処分前に承認を受ける必要があります。また、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ウ 本事業を実施した後に、上記財産処分を行う場合においては、必ず事前に御相談ください。

## (5) その他

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効となります。
- イ 提出書類の返却はしません。
- ウ 本事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされており、原則として、盛岡市の競争入札参加資格業者の一般競争入札等を行うことが必要となります。令和8・9年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿は、盛岡市ホームページから確認することができます。  
(<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/meibo/index.html>)
- エ 本事業の補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となります。また、今回の整備計画が、国から補助を受けていた施設の定員減を伴う場合、事前に、定員減に関する国の承諾が必要となります。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者等は、補助対象者となることができません。

カ 本補助制度の協議に係るご質問については、メールにて受付いたします。また、来庁しての御相談を希望される場合は、必ず事前に御連絡の上来庁されるようお願いいたします。